○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町岩立字桝水高原九の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町岩立字桝水高原八の二・九の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市若林区荒浜字南官林五四の七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市若林区荒浜字南官林五四の七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市若林区荒浜字北官林二九の五（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市若林区荒浜字北官林二九の五（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字立野二五六〇の一、二五六〇の四、二五六〇の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町上野四出倉三二の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎三八・三九の一・三九の二・四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共住宅及び道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千九十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画事業四谷駅前地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画事業四谷駅前地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成三十一年度末まで

三　施行地区

東京都新宿区本塩町及び四谷一丁目の各一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都新宿区本塩町九番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成二十六年十一月二十日

七　権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十六年十二月十九日

○近畿地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宍粟市山崎町庄能字荒井三七九番一から同市山崎町庄能字荒井四〇〇番まで	前	一二・七〇～一四・九〇メートル
	後	一二・七〇～一七・八〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町庄能字荒井四〇〇番まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十日

○九州地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	玉名市中字内田一八〇〇番一から同市中字寺畑一六四八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
〃	玉名市中字田嶋一三三六番二から同市中字河原一一七七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十日